

# 雨水調整施設維持管理規約

(宅地造成用)

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

事 業 者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_

販 売 会 社 住所  
氏名 \_\_\_\_\_

販 売 責 任 者 氏名 \_\_\_\_\_

連 絡 先 TEL \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付第 号にて、市川市と「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例」の協議締結をした事業については、事業者が販売先へ下記施設を引継ぎ、雨水抑制施設の機能、維持管理について説明し、周知させることを約束しここに報告します。

## 記

1. 申 請 地 市川市
2. 河川・下水道管  
理課協議番号 令和 年 月 日 第 開 号
3. 申 請 面 積 等 面積 \_\_\_\_\_  $m^2$  ・貯留量 \_\_\_\_\_  $m^3$
4. 設置貯留施設 地下貯留槽・緑地内貯留・専用貯留池・宅地内貯留・小型貯留槽
5. 設置浸透施設 浸透柵 ( 個 ) ・浸透トレンチ ( m ) ・その他 ( )
6. 維持管理事項
  - ① 降雨時の、貯留及び浸透施設の機能と効果について説明します。
  - ② 浸透柵等は、点検・清掃を定期的に行い、専用調整池(緑地内貯留)等は除草・清掃を行います。
  - ③ 貯留施設は、常に貯留量確保に努め、オリフィスにゴミが詰らない様点検・清掃し、機能が損なわれた場合、入居者の負担で機能回復を行います。

以 上